

平成23年4月18日

証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会
商品先物市場タスクフォースによる金融安定化理事会への
進捗報告書の公表

平成23年4月15日、証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会商品先物市場タスクフォースは、金融安定化理事会（FSB）への進捗報告書を公表しました。

1. 背景

- （1）平成22年11月、G20ソウル・サミット文書において、石油市場を初めとした商品デリバティブ市場の規制・監督の改善及び透明性の向上に関する要請が出されました（参考1）。これを受けて、証券監督者国際機構（IOSCO）は、商品先物規制当局で構成されるタスクフォース（商品先物市場タスクフォース）において、要請へ対応するための取組について検討し、今般、金融安定化理事会（FSB）に対して進捗報告を行いました。
- （2）商品先物市場タスクフォースのメンバー国は、日本（経済産業省、農林水産省及び金融庁）の他、米国、英国、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港、シンガポール、サウジアラビア等17カ国です。

2. 金融安定化理事会への報告概要

（1）現在の取組

- 商品先物市場の設計及び監視に関する指針である東京コミュニケ（参考2）を改訂。
- 商品デリバティブ取引の価格発見機能が十分に発揮されるためには、原資産である商品現物に関する情報が適時適切に公表されていることが肝要。このため、石油について、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギーフォーラム（IEF）及び石油輸出国機構（OPEC）と協働して、価格公表会社によって公表された商品現物価格が市場機能等に与える影響を調査。
- 石油を初めとし、取引所外デリバティブ取引の監督改善及び透明性

向上のために、取引情報蓄積機関を2012年第1四半期までに設置するよう ISDA COSC との協働を継続。

(2) 今後の取組

- 商品デリバティブ取引全般に適用される、市場透明性の向上、市場監督・監視の改善及び不公正取引等への対処について勧告を発出し、商品先物市場タスクフォースのメンバー国による達成状況を調査。

金融安定化理事会への報告書の原文

<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD352.pdf>

(本資料のお問い合わせ先)

商務流通グループ 商務課長 高島 竜祐

担当者： 中野

電 話：03-3501-1511 (内線 4211)

03-3501-6683 (直通)

(参考1) G20ソウル・サミット文書(平成22年11月) 仮訳抜粋

41. 我々は多くの分野において著しい進ちょくを成し遂げてきた一方, 更に注意が必要な事項も残っている。

・商品デリバティブ市場の規制・監督についての更なる作業: 我々は, 特に IOSCO の商品先物市場に関するタスクフォースに対して, 次のステップの検討のため, その重要な作業について 2011 年 4 月までに FSB に報告するよう求めた。

63. 2010 年 6 月及び 11 月の IOSCO による報告を歓迎しつつ, 我々は, IOSCO に対し, 石油店頭市場の状況を更に監視し, エネルギー専門家グループの作業によって情報を得た財務大臣及び関係大臣が, 2011 年 4 月に石油金融市場の規制改善及び透明性向上について次のステップを検討するために, 金融安定理事会に対して報告することを求める。

ソウル・サミット文書(仮訳):

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/seoul2010/document.html>

(参考2) 東京コミュニケ(平成9年10月)

原文 <http://www.meti.go.jp/policy/commerce/intl/tkyc.pdf>